

# 令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり決定されました。  
 (※茨城県内は均一の保険料率となります。)

**均等割額 46,000円**

**所得割率 8.50%**

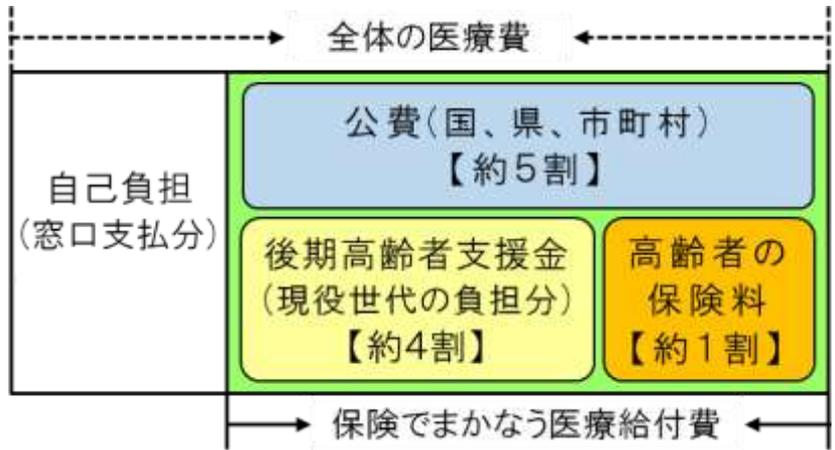


(参考)  
 令和2・3年度  
 均等割額46,000円  
 所得割率8.50%

## 後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

後期高齢者医療制度では、広域連合から医療機関へ支払う医療給付費（医療費から被保険者の窓口負担を除いた分）の約1割を、後期高齢者医療保険料でまかなっているため、後期高齢者医療保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるよう計算します。



【茨城県の医療給付費】



後期高齢者医療の被保険者数の増加に伴い、医療給付費は令和4年度以降も増加が見込まれるところですが、令和4・5年度の保険料率を決定するに当たっては、後期高齢者医療給付費準備基金を活用することにより保険料率の上昇を抑制したため令和2・3年度から据え置きとなりました。

※ただし、所得の増減等により保険料額が増減する場合があります。

### 【お問い合わせ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 電話 029-309-1213  
 ○保険料の納付について 常陸大宮市医療保険課 電話 0295-52-1111

## 個人ごとの保険料額の決めかた

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \text{※賦課限度額 66万円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{被保険者一人当たり} \\ \text{46,000円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(賦課のもととなる金額)} \\ \text{× 8.50\%} \\ \hline \end{array}$$

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、前年の総所得金額等に応じ、次のとおりになります。

- 2,400万円以下の場合 . . . . . 43万円
- 2,400万円超から2,450万円以下の場合 . . . . . 29万円
- 2,450万円超から2,500万円以下の場合 . . . . . 15万円
- 2,500万円超の場合 . . . . . 0円

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

### ● 賦課限度額の改正について

中間所得層の負担軽減を図るため、また上位所得者にも応分の負担を求める観点から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が **64万円** から **66万円**（2万円増）に変更となりました。

## 令和4年度の保険料軽減措置について

### 1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下の世帯	<b>7割</b>	13,800円
② 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「28.5万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	<b>5割</b>	23,000円
③ 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	<b>2割</b>	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

### 2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません。**

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。